

特別教育の対象機械、科目及び時間数

特別教育の区分	小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の運転の業務に係る特別教育		小型車両系建設機械（解体用）の運転の業務に係る特別教育				不整地運搬車の運転の業務に係る特別教育	
			平成 25 年 7 月 1 日以降		平成 25 年 6 月 30 日以前			
規格	機体質量 3 トン未満		機体質量 3 トン未満		機体質量 3 トン未満		最大積載量 1 トン未満	
作業用アタッチメント	ブルドーザー、モーター・グレーダー、トラクター・ショベル、ずり積機、スクレーパー、スクレープ・ドーザー、パワー・ショベル、ドラグ・ショベル、ドラグイン、クラムシエル、バケット掘削機、トレンチャー		ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機		ブレーカ		/	
科目及び時間数	科目	時間	科目	時間	科目	時間	科目	時間
	走行知識	3	走行知識	2	走行知識	2	走行知識	2
	作業知識	2	作業知識	2.5	作業知識	2	荷の知識	2
	一般知識	1	一般知識	1.5	一般知識	1	力学	1
	関係法令	1	関係法令	1	関係法令	1	関係法令	1
	走行操作	4	走行操作	4	走行操作	4	走行操作	4
	作業操作	2	作業操作	3	作業操作	2	荷の運搬	2
	合計	13	合計	14	合計	12	合計	12

○労働安全衛生関係法令における 1 時間は 60 分となります。

○特別教育は、各科目について法定時間数以上を実施する必要があります。

○機体質量については、通常、カタログ等には記載されていないため、メーカーにお問い合わせいただく必要があります。